

天特進路だより

第3号

令和7年2月14日 発行

天竜特別支援学校進路連携課

R6年度 障害者雇用セミナーが開催されました。

1月30日あいホールにて、企業、就労関係機関の方や学校関係者の約50人が集まり障害者雇用セミナーが行われました。今回は、西部地区の障害者の就労を促進するために、障害者雇用を積極的に推進している事業所の取り組みやそこで就職している特別支援学校の卒業生から学ぶことがテーマでした。講師として矢崎エナジーシステム株式会社天竜工場、株式会社長坂養蜂場、株式会社一条工務店の3社をお迎えしました。本校から矢崎エナジーシステムに就職した竹田さんが参加し自分の就職体験を語ったり質問に答えたりしてくださいました。竹田さんは、実習や授業をとおして、自分は、コミュニケーションが得意ではなく、手を動かす作業の方が集中して行うことができると分かり、製造業の矢崎エナジーシステムに決めたそうです。また、仕事を続けることができているのは、一緒に働く人たちがよいことや会社のサポートが大きいこと、自分が作った物が人に役立っていることがやりがいになっていることも話していました。「ずっとこの会社で働きたいです。」と笑顔で答えてくれました。

竹田さんは、一緒に来た会社の方や来場した初対面の人とも丁寧な言葉遣いで会話ができ素敵な社会人でした。会社のサポート（できる仕事を徐々に増やしていく。通勤方法を考慮し変則勤務を段階的に実施する。会社の組合活動に参加してもらう。必要に応じて話を聞く時間を設ける。など）も大きいと思いますが、竹田さんが周りに感謝の気持ちを持ち、やりがいをもって働いているのが分かりました。改めて、企業とのマッチングや自分のことを知る事の大切さを感じました。

他の企業からも、面談を定期的に行ったり、スケジュール、働く場所や一緒に働く人（リーダー）を視覚化したり環境を整えてくださっているのが分かりました。社員に対して障害者研修を行った企業もありました。また、障害者雇用をして「この仕事は無理かな。」ではなく「どうしたらこの仕事ができるかな。」の考えに変わってきたこと障害者雇用も特別なことではないと感じたと話をしてくれました。



多くの企業や就労関係の人が真剣に耳を傾けていました。

発表する竹田さん



ヒーローズキャリア浜松 2024年9月 開設

【場所】 〒435-0045 静岡県浜松市中央区細島町7-2

TEL. 053-545-4722 FAX. 053-545-4723

【アクセス】 遠鉄バス 「細島町」「上西」バス停より徒歩7分
車通勤可 遠鉄電車「上島」、浜松駅からの送迎可

【サービス種】 就労移行支援事業所 【定員】 20人



【内容】ビジネスマナー（時間管理、あいさつ、身だしなみ、敬語）、就活（勤怠の重要性、企業が求める人材、仕事の種類）、自己理解（自分のことを知ろう、働くうえで重視すること）コミュニケーション（相手の話に耳を傾ける、上手に断る）ストレスマネジメント（睡眠と運動、ストレスの方法と対処法）、面接（履歴書・履歴書をまとめる）個別活動（軽作業、パソコンなど）



講義を受ける研修の場



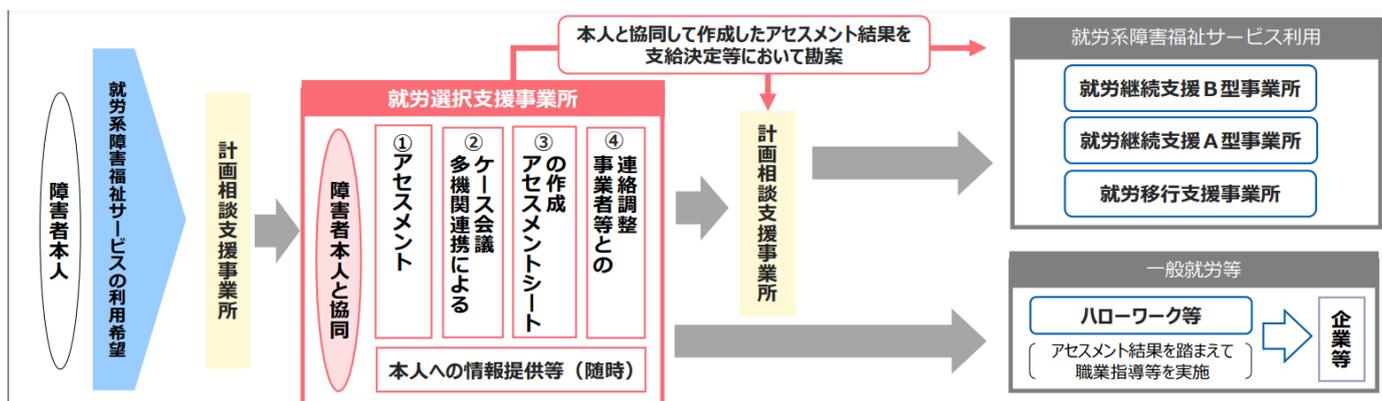
休み時間など休憩場所



落ちつくための部屋

就労選択支援がはじまります

就労選択支援とは、2022年に改正された障害者総合支援法に基づく就労支援サービスの一つで、障がいのある方が自分に合った働き方を主体的に選択できるよう支援する制度です。2025年10月からサービスが開始されます。



サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型	令和 9 年 4 月から原則利用		
就労移行支援	希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者	

※既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

☆この制度は、働く意志のある障害者が意欲や能力、適性を就労選択事業所にアセスメントしてもらい、本人に合った就労先（必ずしも一つとは限りません。）の判断を受け、自分を客観的に知り進路選択の参考にするというものです。今まで就労継続支援B型に就労する際にのみ移行支援事業所（進路先とは別の事業所）でアセスメントを受け就労継続B型で就労が妥当であることを判断してもらい、就労継続B型に就労できました。この制度では、就労継続支援A型にもアセスメントが必要となってくるようです。静岡県の特別支援学校でどのようにしていくかは、決まっていますが、分かり次第お知らせしていきます。